

○鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

平成7年3月20日

条例第10号

改正 平成9年9月25日条例第29号

平成10年6月30日条例第19号

平成15年6月27日条例第13号

平成16年9月24日条例第13号

平成18年6月26日条例第20号

平成18年12月19日条例第30号

平成20年3月12日条例第7号

平成21年6月29日条例第19号

平成23年3月7日条例第3号

平成23年12月9日条例第16号

平成25年12月12日条例第29号

(題名改称)

平成26年9月17日条例第11号

鹿島市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第40号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童並びに一人暮らしの寡婦の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。

(2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に20歳未満の者を監護しているものをいう。

(3) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者をいう。

(4) 父母のない児童 次に掲げる者をいう。

- ア 父母と死別した児童
- イ 父母の生死が明らかでない児童
- ウ 父母から遺棄されている児童
- エ 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童
- オ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童
- カ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

(5) 一人暮らしの寡婦 法第6条第4項に規定する寡婦であって同一の住居に居住する者又は生計を一にする者のない女子をいう。

(6) 保護者 父母のない児童を現に監護している者をいう。

(7) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(8) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除く。

(9) 一部負担金 社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

（平10条例19・平15条例13・平18条例20・平18条例30・平21条例19・平26条例11・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、本市に住所を有する母子家庭の母及びその者に監護されている児童、父子家庭の父及びその者に監護されている児童、父母のない児童又は一人暮らしの寡婦とする。ただし、他の扶養

を受けている一人暮らしの寡婦を除く。

(平9条例29・平23条例3・平23条例16・平25条例29・一部改正)

(助成)

第4条 市長は、助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又は保護者が一部負担金を負担した場合において、当該助成対象者に応じ、次の各号に掲げる額を助成するものとする。ただし、他の法令等の規定による国又は地方公共団体からの医療給付、社会保険各法に基づく規則又は定款等の規定による附加給付その他法令の規定による医療に係る給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を控除するものとする。

(1) 第3条の助成対象者(一人暮らしの寡婦であるものを除く。) 当該一部負担金から各月500円を控除した額

(2) 第3条の助成対象者のうち、一人暮らしの寡婦であるもの 当該一部負担金から各月1,000円を控除した額の2分の1に相当する額

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、この条例に定める医療費の助成をしない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等による医療費の全額給付を受けるとき。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の後期高齢者医療制度による医療費の給付を受けるとき。

(3) 次に掲げる者の前年の所得が、それぞれ次に掲げる額以上であるとき。

ア 母子家庭の母及び父子家庭の父 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項に定める額

イ 父母のない児童の養育者 政令第2条の4第2項に定める額(当該養育者が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の2に規定する養育者に該当する場合は、政令第2条の4第4項に定める額)

ウ 母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは父母のない児童の養育者の配偶者又は扶養義務者 政令第2条の4第5項に定める額

エ 一人暮らしの寡婦 政令第2条の4第2項に定める額

(平16条例13・平20条例7・平21条例19・平23条例3・一部改正)

(受給資格の認定)

第5条 助成対象者又は保護者は、前条第1項の医療費の助成(以下「助成金」という。)を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない

ない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)

に対し、規則で定めるところにより受給資格証を交付する。

2 前項の受給資格証は毎年9月1日に更新する。

(平16条例13・一部改正)

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格者は、医療を受ける場合は医療機関等に対し受給資格証を提示するものとする。

(支給の方法)

第8条 助成金の支給は、規則で定めるところにより受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、助成金を決定し受給資格者に支給するものとする。

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったとき、又は受給資格を失ったときは速やかに市長に届け出なければならない。

(助成の制限)

第10条 第4条の規定にかかわらず、助成対象者に係る保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき当該第三者から損害賠償等が行われるときは、その額の限度において全部又は一部を助成しないものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

よる。

附 則（平成 21 年条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 7 号キ及び同条第 8 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以降に行われた医療に係る医療費について適用し、平成 20 年 3 月 31 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに行われた医療に係る医療費の助成額について、新条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定中「各月 1,000 円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは、「各月 1,000 円を控除した額」と読み替えるものとする。

附 則（平成 23 年条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年条例第 16 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 29 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく助成は、平成 26 年 4 月 1 日以後の保険給付につき一部負担金を負担したものについて適用し、同日前に行われた助成については、なお従前の例による。
（鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）
- 4 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のよう

に改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第11号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成26年8月21日

規則第17号

改正 平成28年3月31日規則第13号

鹿島市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成7年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格の認定）

第2条 条例第5条の受給資格の認定は、助成対象者又は保護者からのひとり親家庭等医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）の提出に基づき、聞き取りその他必要な調査をし、市長が行うものとする。

（受給資格証の交付）

第3条 条例第6条第1項の規定により市長が交付する受給資格証は、鹿島市ひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第2号）のとおりとする。

（助成金の申請等）

第4条 条例第8条第1項の受給資格者の申請は、一月及び一医療機関等ごと並びに当該一部負担金を負担した日から起算して1年以内に、鹿島市ひとり親家庭等医療費助成申請書（母子家庭用・父子家庭用・寡婦用）（様式第3号）を市長に提出することによって行わなければならない。

2 前項の申請書には、医療機関等の証明を受けなければならない。ただし、必要な証明事項が記載されている領収書その他証明書を添付する場合は、この限りでない。

3 条例第8条第1項の助成金の支給は、第1項の申請書の内容を審査し、適当と認められたものについて、当該申請書を受理した日から起算して60日以内に支給するものとする。ただし、審査の過程でやむを得ない事由により当該日以内に支給することができない場合は、この限りでない。

（届出事項）

第5条 市長に届け出なければならない受給資格者の変更のうち、条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 受給資格者又は保護者の住所及び氏名

- (2) 助成金を振り込む金融機関口座
- (3) 加入医療保険に係る被保険者名、保険者名又は組合名、記号番号及び附加給付金
の内容
- (4) 受給資格の該当要件
(届出)

第6条 条例第9条の規定による市長への届出は、変更があったときについてはひとり親家庭等医療費受給資格変更届(様式第4号)により、受給資格を失ったときについてはひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(様式第5号)によるものとする。

(助成金の返納)

第7条 助成対象者は、条例第4条第1項ただし書に規定する給付を受けた場合は、すでに受けた助成金のうち、当該給付額に相当する助成金を返納しなければならない。

2 市長は、前項の給付に関し、助成対象者が保険者に有する医療給付金及び附加給付金に係る請求及び受給権限を取得することができる。この場合において、当該権限の行使は、高額療養費等給付金の請求及び受給権限に係る委任状により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

記号 番号	適用	年 月 日	受付	年 月 日	
ひとり親家庭等医療費受給資格認定(更新)申請書					
年 月 日					
鹿島市長		様		行政区名	
		住所		()	
		申請者 氏 名		印	
		(保護者) 電 話			
受給 対象者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	性 別	同居・別居
		本人	年 月 日	男・女	/
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
加入 医療 保険	世帯主・被保険者 組合員の氏名		名称	国保・全国健保(支部) ・その他()	
	記 号・番 号			附加給付等の有無 有 ・ 無	
	勤務先の名称 及び電話番号			TEL ()	
振 込 先	※更新時 変更の有無 1. 有 2. 無	銀行 農協 金庫 組合	本 店 支 店 支 所 出張所	口 座 番 号	
				名 義 人	
資格認定（更新）及び助成額の決定に関して、課税資料又は高額療養費等の支給状況を閲覧することに同意します。					
年 月 日					
鹿島市長		様		氏名	印

(裏)

所得状況届書							
年分所得		受給資格者		配偶者		扶養義務者	
氏名							
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の合計数))		人 (老人) (特人)		人 (老人)		人 (老人)	
所得額		円		円		円	
控除	障害者又は特別障害者である控除配偶者及び扶養親族の数	障 特障	人 人	円	障 特障	人 人	円
	本人	障・特障 老・寡 勤	人 人	円	障・特障 老・寡 勤	人 人	円
				円			円
				円			円
	社会保険料 等相当額			円			円
控除後の所得額		円		円		円	
所得制限限度額		円		円		円	
審査	所得状況については、上記のとおり相違ありません。 年 月 日 鹿島市長 様 福祉課 印						
備考							

様式第2号（第3条関係）

（表）

鹿島市ひとり親家庭等 医療費受給資格証		記号・番号	
受給者	氏名		
	住所		
受給資格者	氏名	生年月日	備考
有効期限	～		確認印
	～		確認印
発行			
鹿島市長			印

（裏）

注意事項

- (1) 児童は18歳に達した日の属する年度の末日まで、母親及び父親は扶養している児童が20歳に達する前日まで、寡婦については75歳に達する月まで(その日が月の初日であるときは前日まで)を医療費の受給資格者とする。
- (2) この証で、診療を受けるときは、被保険者証といっしょに医療機関の窓口にて提示してください。
- (3) 医療費の支給の申請をするときは、この証を持参してください。
- (4) この証の記載事項に変更があったとき又は交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで診療を受けるときは速やかに市に届け出てください。
- (5) 死亡、転出等により受給資格を失ったときは、直ちにこの証を返還してください。
- (6) 偽りその他不正行為で助成を受けたときは、費用を返還させることがあります。

様式第3号（第4条関係）

鹿島市ひとり親家庭等医療費助成申請書 （母子家庭用・父子家庭用・寡婦用）				年 月 日	
鹿島市長 様		申請者 住所 （保護者）氏名 電話			
【申請者記入欄】					
受給対象者	ふりがな 氏 名		加入医療保険	世帯主・被保険者組合員の氏名	
	生年月日	年 月 日		保険者名 (国保・全国健保・その他)	
				記 号・番 号	

【医療機関等記入欄】

医療機関等証明欄	患者氏名				
	診療月	年 月 分（入院時の入院日数 日）			
	診療区分	入院	入院外	歯科	調剤
	総医療費 (総点数×10)	円	円	円	円
	保険診療一部負担額	円	円	円	円
	公費負担額	円	円	円	円
	訪問看護利用料	円	円	円	円
上記の一部負担額を領収いたしました。 年 月 日 住所 医療機関等 氏名 電話					
				印	

* 医療機関ごと（入院、外来、歯科、調剤は別）、月ごとに1枚必要です。

* 1年以内に申請してください。

【市記入欄】 助 成 決 定 書

	総医療費	一部負担額	公費負担額	訪問看護利用料
	円	円	円	円
備考	医療機関コード	課税・非課税	高額療養費	附加給付額
			円	円
	決定助成額			円

様式第4号（第6条関係）

記 号 番 号		受付	年	月	日
ひとり親家庭等医療費受給資格変更届					
年 月 日					
鹿島市長	様				
	住 所				
	申請者 氏 名				印
	(保護者) 電 話				
変更事項	変更前		変更後		
氏名					
住所					
振 込 口 座	名称				
	口座番号				
	名義人				
加 入 医 療 保 険	記号番号				
	被保険者 氏名				
	保険者				
	附加給付	有・無		有・無	
該当要件	母子家庭の母から一人暮らしの寡婦へ変更 理由：一人暮らしになった・子が20歳になった・ その他()				
その他					
変更年月日			年	月	日

様式第5号（第6条関係）

記 号 番 号		受付	年	月	日
ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届					
年 月 日					
鹿島市長 様					
住 所					
申請者 氏 名					
(保護者) 電 話					
喪 失 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	性 別	同 居 ・ 別 居
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
			年 月 日	男・女	同 ・ 別
喪失年月日		年 月 日			
喪失理由	1. 他市町村に転出 2. 母子家庭・父子家庭・一人暮らしの寡婦・父母のいない 児童でなくなった 3. 事実婚 4. 死亡 5. 子を監護しなくなった 6. その他 ()				
備考					

様式第1号 (第2条関係)

(平28規則13・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)